

令和元年度第3回定時理事会議事録

- 1 日 時 令和2年3月18日(水) 午前10時00分から午前11時00分まで
- 2 場 所 小平市美園町1丁目8番5号 小平市民文化会館会議室
- 3 出席者 教山裕一郎(代表理事・議長)、栗山丈弘、剣持庸一、玉置善己
以上4名
- 遅参による出席者 なし
- 欠 席 者 篠宮智己
- 監事の出席者 関口徹夫
- 監事の欠席者 高橋昭
- 事 務 局 近藤事務局長兼総務課長、神山事業課長、玉井事業担当係長
小山ふるさと村担当係長、杉本管理担当係長、益子総務担当
係長

4 議 題

- 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度事業計画について」
- 第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度収支予算について」
- 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和元年度第3回定時評議員会の招集について」

5 議事の経過とその結果

午前10時00分、教山代表理事(以下「教山議長」という。)が開会を宣言した。

(1) 定足数の確認

近藤事務局長兼総務課長(以下「近藤事務局長」という。)より、会議成立に必要な定足数について、理事の現在数5名、会議の定足数3名のところ、本日の出席者4名という報告があり、定款第35条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

議事に入る前に、新型コロナウイルスに関連し、国内で多くの対策がとられていることを踏まえ、財団の現在の対応状況について、事務局に説明を求めた。

教山議長の求めに応じて、近藤事務局長から、次のような説明があった。

今般、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国、東京都及び小平市において対策方針等が示されたことを受け、新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する現時点での当財団の対応について報告する。

まず、文化会館及びふるさと村の主催事業については、2月28日付けの評議員・理事・監事宛送付文書で知らせたとおり、3月中のすべての主催等事業については、開催中止又は開催延期とした。これによる文化会館事業のマイナス分として、3月15日現在、事業に係る印刷製本費、広告料、チケット払戻しに係る口座振込手数料等の費用として 約170万円程を見込んでる。

次に、貸館事業については、現在のところ休止していないが、新型コロナウイルスの影響により、イベント等の中止を判断された主催者様には、当面、施設使用料を全額返金する取扱いを実施して

いる。これにより、大ホール、中ホール、レセプションホールを中心に多くキャンセルがあり、施設使用料について、3月14日現在、延べ84件、約440万円程の返金を行った。

また、館内にアルコール消毒液を設置したり、「新型コロナウイルス等の予防・拡散防止へのお願い」をホームページや、館内に掲示するなどの対応も行っており、主催者の皆様にも注意喚起をしているところである。

また、ふるさと村についても主催事業は中止等したが、文化会館と同様に注意喚起を行いながら、休園はしていない。

今後も、引き続き感染拡大の防止に向けて、国、東京都及び小平市の動向等を注視しながら、適切な対応を行っていく。

説明は以上である。

事務局からの説明後、質疑に入った。その要旨は次のとおりである。

剣持理事 貸館の事業として、新型コロナウイルスに関する国、都、小平市の方針が示され、市内の公民館、図書館等の公共施設が3月末まで休館となっている。ルネでは貸館事業を休止せず、独自の判断で貸館の事業を継続している。盲目的に自粛方針に追従するべきではないと思うが、休館しないという判断をする以上、その理由について、相応の説明ができるべきだと思うが、その点について伺いたい。

近藤事務局長 指摘のとおり、市では、市内の小中学校の休校、公民館、図書館等の公共施設を休館としている。これを受け、ルネの方針について検討した。すでに説明したとおり、新型コロナウイルスの影響により、イベント等の中止を判断された主催者様には、当面、施設使用料を全額返金する取扱いを実施しており、これにより多数のキャンセルが発生した。その結果、3月末までの期間中に開催されるイベントが事実上既に少なくなっている。また、ルネを休館した場合、有料公演を予定していた主催者様は、イベント等も中止することに伴い、経済的な損失が発生する場合も想定される。また、新型コロナウイルスの対応方針を検討した時点での国や東京都が管理するルネと同様のホールの動向として、休館しているところがなかった。近隣のホールでは、把握できたところでは武蔵野市、東大和市、多摩市のホールが休館となったが、その他のホールでは開館しているところが多かった。ルネにおける大きなホール以外の利用状況としては、練習室等、そのほとんどが10名以下の利用となっており、楽器・ダンスの練習等、特定少数の利用であるため、感染拡大の可能性は低いと判断した。

また、ふるさと村については、屋外施設であること、かきの木公園に延長している施設であることを踏まえ、感染拡大の可能性は低いと判断した。

これらのことから休館及び休園をしない方針とした。

剣持理事 市民の一般的な感覚として、現況の生活環境に閉塞感を感じている。また、各施設の運営を自粛していくという市の全体方針がある中で、ルネの独自の判断ができたことは良かったと思う。ルネの独自の判断を行うためには、相応の説明が必要となるが、その判断の経緯もよく理解できた。

栗山理事 新型コロナウイルスに関連し、通常時では高い稼働率の練習室について、変化はあるのか。また、施設の清掃やアルコール消毒等の対応について伺いたい。

神山事業課長 貸館の利用状況であるが、現時点では、正確な数字は把握できていないが、練習室についても新型コロナウイルスに関連し、キャンセルの問い合わせが増えており例年と比較し稼働率は落ち込む見込みである。なお、利用者からは、近隣ホールが休館する中で開館していることへの感謝等の声も集まっている。

貸館の業務にあたり、財団の対応としては、国で示している感染防止の措置として、「手洗いの励行・咳エチケット等をお願い」について掲示したり、主催者の方に注意喚起を促している。また、清掃については、利用者の利用が終わった都度清掃を入れ、通常時にも増して徹底した清掃に努めている。

剣持理事 3月中の自主事業については、中止または延期となることについて承知した。先のごとは誰にも読めない状況であるが、今後、政府から4月以降の対応方針が示される可能性も高い。指示があったときには財団としても対応できるように準備しておく必要があるのではないか。4月以降の財団の方針を現時点で示すことはできないと思うが、どの時点でどんな状況になれば、どういう対応をとるのか、決まっていることがあれば伺いたい。

神山事業課長 4月以降の対応方針であるが、貸館事業については、すでに利用者からキャンセルの問い合わせが出ている状況である。また、3月19日（木）に、国の専門家会議にて、今後の新型コロナウイルスの対応方針が示される予定である。これを受け、東京都や小平市においても今後の方針について検討される予定と聞いている。ルネの自主事業については、そこで示された方針の内容を踏まえて、今後の方針を決定していく予定である。なお、現時点では4月以降の自主事業のチケットの販売についても好調であり、開催に向けて準備を進めている。ただし、他館の状況を見て、公演中止にしなければならない場合も想定されるため、その場合、3月と同様の対応をする必要もあるため、両面で準備していく。

教山代表理事 アルフレッド・ハウゼ・オーケストラの実施について現時点の予定はどうか。

神山事業課長 4月3日に予定されていたアルフレッド・ハウゼ・オーケストラについては、公演元から昨日（3月17日）、ポーランドから出国できない状況になったという連絡があった。そのため、公演中止とすることにした。本事業は共催事業であり、公演中止の発表は3月19日午前10時以降に周知することで調整している。

剣持理事 この後、令和2年度の予算について議題となるが、今後も公演中止による収入減が続く可能性もある。不測の事態に備え、事業計画も補正の余地を残しておく必要があると感じた。

教山代表理事 意見として伺わせていただく。

関口監事 3月の自主事業で人形浄瑠璃の文楽が公演中止となった。相手方も準備行為として何らかの損害を被っていると思われる。文楽以外も含め、費用分担の考えとして、契約上の取り決めなどはあるのか。

神山事業課長 台風や地震等の災害については契約書上も明記されているが、新型コロナウイルスの感染症に関連する被害については、取り決めがないため、両方で協議するものとして扱っている。本件については、指摘のとおり、相手方から、すでに準備行為にかかった費用の請求があった。文楽については、他館での公演も予定されているため、他館との

調整も図りつつ、費用負担について両者で協議検討していく。文楽以外の公演についても、準備行為にかかった費用について、費用負担を求められるものもあった。また、事業によっては、費用負担なしに公演日を延期することで対応可能なものもあり、現在の取り交わしている契約の日程変更のみで対応できるか調整している。今後も、費用負担の考え方も含め、個別の事業ごとに公演中止・延期等の調整を行っていく。

関口監事 今後の契約については、こうした感染症の発生を想定したものになると良いと思う。また、現時点ではこれに関連した助成金制度はないと思うが、国・都に補助金等の要求をしていくことも一考だと思う。

教山代表理事 意見として伺わせていただく。

(2) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度事業計画について」

(3) 第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度収支予算について」

教山議長が、第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度事業計画について」及び第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度収支予算について」は相互に関連するので、一括して議題とすることについて諮ったところ、全員異議なく同議案を議題とすることとなり、教山議長が事務局に提案説明を求めた。

教山議長の求めに応じて、まず神山事業課長から、次のような説明があった。

第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度事業計画について説明する。

前回12月の理事会及び評議員会において、計画の概要について説明し、承認いただいているので、今回はその時点から調整や交渉を進めて、変動のあった部分を説明する。

はじめに、市民文化会館である。令和2年度の事業計画全体としては、クラシック、吹奏楽、伝統芸能、演芸、映画など様々なジャンルの公演を予定しており、幅広いニーズにお応えできるように検討した。また、市民活動の育成、支援なども継続して行い、文化活動の向上を図っていく。

第1号議案資料4ページの資料「令和2年度小平市民文化会館自主事業計画」について説明する。12月にも説明したが、自主事業を計画するにあたり、大きく3つの柱を立て事業を推進していく。

一つ目が、東京2020大会文化事業の推進である。東京2020大会を文化振興の好機と捉え、小平市と連携して事業を展開していく。

二つ目が、吹奏楽のまち小平の推進である。楽器クリニックやプロの演奏会、中・高校吹奏楽部の定期演奏会を集中開催する吹奏楽フェスティバルなどを継続実施していく。

三つ目が、次世代育成事業の充実である。「次世代育成」を若手アーティストの活用と子育て世代支援の二つの視点でとらえ、様々な企画を実施する。

続いて、第1号議案資料3ページA3版の令和2年度小平市民文化会館自主事業種別・月別計画表について説明する。表の中で黄色く塗られている部分が前回から変動のあった部分である。

まず、表の一番左側の鑑賞系事業である。アフタヌーンコンサートが4月9日に、ルネお笑い演芸館の1月の開催分が7日に決定した。11月のアイリッシュダンス「ラグース」は共催による実施となった。劇団四季のミュージカルが12月26日に決定した。また、紫色に塗られている部分は、新型コロナウイルスの影響により3月に中止となった事業で、振り替えの公演を調整し、3月19日に予定していたランチタイムコンサートを6月19日に、令和2年3月5日に予定していた牛田智大ピアノリサイタルを令和3年3月10日に延期をすることに決定した。

次に、育成及び支援事業である。中学校、高等学校の吹奏楽部の定期演奏会を集中開催する吹奏楽フェスティバルの日程が、3月25日から31日までに決定した。

続いて、郷土の歴史的文化の継承事業である。平櫛田中彫刻美術館での出前コンサートが11月7日に、ルネフォトコンテスト作品展が3月20日から26日に決定した。

鑑賞系事業については合計34本、啓発系事業は合計10本、育成支援事業は合計9本、地域振興系事業は合計7本、施設管理系事業が1本、小平市からの受託事業については成人式の1本である。全体として、自主事業合計62本を予定している。

以上が令和2年度のルネこだいらの自主事業の計画である。

次に、施設の管理運営事業である。第1号議案資料7ページA4版横の「令和2年度小平市予算による設備工事、備品購入予定」について説明する。市の予算で行う工事であるが、中ホール舞台音響設備パワーアンプ改修工事、地下雨水槽工事を予定している。備品購入としては、AED（自動体外式除細動器）、墜落制止用器具、舞台用介錯棒を予定している。

財団の予算で行う修繕計画であるが、第1号議案資料8ページ、A4版横の「令和2年度小平市民文化会館 修繕計画一覧」について説明する。計画修繕として、地絡継電装置付き高圧交流負荷開閉器交換修繕、消火ポンプ流量計・グラウンドパッキン交換修繕などの老朽化対策、合築棟照明器具等のLED化によるレベルアップなど合計11件を予定している。

また、来館者の声を聴取するものとして、自主事業ではアンケートを行うほか、ルネ鑑賞モニターを継続実施し、より詳細に来場者の声を聴取し、事業運営に反映させていく。施設利用者にも来館者アンケートを行い、施設の使い勝手、職員の対応などの声を聞き、満足度の向上に活用していく。

次に、小平ふるさと村の事業計画である。

第1号議案資料6ページの「令和2年度小平ふるさと村自主事業計画」について説明する。小平ふるさと村についても、大きく3つの柱を立て事業を推進していく。

一つ目が、東京2020大会文化事業の推進である。ルネこだいらと同様に、東京2020大会を文化振興の好機ととらえ事業を実施していく。

二つ目が、地域の歴史・伝統文化の継承である。地域の歴史や伝統文化を楽しむ行事を実施する。

三つ目が、地域の振興と「にぎわい」の創出である。多くの方が楽しめる「にぎわい」のある催しを行い、訪れる機会を創出する。

続いて、第1号議案資料5ページの「令和2年度小平ふるさと村種別・月別計画表」について説明する。表の中で黄色く塗られている部分が、前回から変動のあった部分である。表の左側、郷土の歴史的文化の継承事業であるが、竹細工が6月14日に決定した。表の右側、地域の振興に関する事業であるが、ふるさと村写真展が2月2日から16日開催に、和楽器演奏会が3月14日に決定した。

5月31日に水引細工教室を新たに開催するほか、手作り体験教室を10月11日に、昨年初めて開催し大好評をいただいた11月3日の村まつりは、来年度も継続して実施する。なお、今年度応募がなく実施に至らなかった昭和の結婚式については、日程を決めずに募集を行い、応募があったカップルと日程を調整したうえで、実施をしたいと考えている。以上、郷土の歴史的文化の継承に関する事業は32本、地域の振興に関する事業は通年で実施している観光案内事業、特産品販売事業をそれぞれ1事業と数え13本、合計で45事業を予定している。なお、小平ふるさと村では、

大規模な工事は予定していない。また、小平ふるさと村でもアンケートの充実を図り、来園者の声を集め、施設運営、事業運営に反映させていく。

以上が小平ふるさと村の概要である。

令和2年度事業計画についての説明は以上である。

続いて、近藤事務局長より次のような説明があった。

第2号議案「小平市文化振興財団令和2年度収支予算について」について説明する。

それでは第2号議案資料をご覧いただきたい。3ページの収支予算書（正味財産増減計算書）内訳表にそって、説明する。それでは、会計別に区分された「収支予算書（正味財産増減計算書）内訳表」について説明する。まず、科目欄Ⅰの一般正味財産増減の部、1の経常増減の部、(1)の経常収益であるが、①の基本財産運用益は、基本財産を地方債で運用している収益であり、10万円の収益を法人会計に計上している。

③の事業収益であるが、自主事業収入のうち主催事業に係る入場料（チケット）収入、3,547万2,000円を公益目的事業会計に、受託チケットや公演関連商品の販売手数料収入、61万8,000円を収益事業等会計の収1に計上している。その下の事業受託収入は、市から受託して実施する成人式のアトラクションの経費収入として、40万円を公益目的事業会計に計上している。

施設管理収入は、市民文化会館と小平ふるさと村の市からの指定管理料収入であり、主に財団職員の人件費、会館等の清掃、警備、受付業務等や会館の舞台の操作業務委託等の施設の管理運営に要する経費で施設貸出事業のうち公益目的外の施設貸出に相当する割合である25%に当たる7,749万250円を収益事業等会計の他1に計上し、残りを公益目的事業会計に3億8,647万4,750円、法人会計に214万9,000円を計上している。

会費収入は、ルネこだいら友の会の会費収入であり、620万円を公益目的事業会計に計上している。広告収入は、ルネこだいらの情報紙の広告の収入であり、90万円を公益目的事業会計に計上している。

次に、④の受取補助金等であるが、管理費の職員人件費相当額として、総務課職員人件費の5%を市からの補助金で賄うものとして、154万5,000円を法人会計に計上している。また、受取民間助成金等は、公益財団法人東京都歴史文化財団との事業共催分担金収入であり、250万円を公益目的事業会計に計上している。

⑦の雑収益は共催事業に係るチケット販売手数料の収入や小平ふるさと村事業参加費収入などであり、398万6,000円を公益目的事業会計に計上している。

全体の経常収益合計額は、5億1,783万5,000円となっている。以上が経常収益関係である。

次に、(2)の経常費用に移る。①の事業費であるが、4億3,955万5,750円を「公益目的事業会計、公1」の芸術文化及び地域の振興の会計に計上している。「収益事業等会計」は、「収1」の受託チケット等の販売の会計に40万6,000円、「他1」の施設の公益目的外貸出の会計に7,749万250円を計上している。事業費の合計額は、5億1,745万2,000円である。

次に、②の管理費であるが、4ページに379万4,000円を「法人会計」に計上している。

全体の経常費用合計額は、5億2,124万6,000円となっている。以上が、経常費用関係

である。

この結果、当期経常増減額は、公益目的事業会計は362万3,000円のマイナスとなり、公益目的事業は原則として黒字になってはならないという、収支相償を満たしている。

収益事業等会計の収1は、21万2,000円のプラスとなるが、管理費相当分を控除した20万9,023円を公益目的事業会計に「他会計振替」として、振り替えている。

次に、同会計の他1では、指定管理料の実費清算的な事業であるため、増減額はゼロとしている。次に、法人会計であるが、プラスマイナス0円である。

法人全体の当期経常増減額では、マイナス341万1,000円となり、令和3年3月31日の一般正味財産期末残高は、5,298万9,763円、同様に正味財産期末残高は、5億5,298万9,763円を見込むものである。

次に、1ページの収支予算書（正味財産増減計算書）である。これは、今、説明した内訳表の右端の合計欄のみを総括的に計上したものである。また、前年度の予算額と比較するものである。2ページの全体の経常収益合計額は、5億1,783万5,000円で、前年度予算に比べ、1,027万8,930円、約2.0%の減となっている。

一方、全体の経常費用合計額は、5億2,124万6,000円で、前年度予算に比べ1,384万6,895円、約2.6%の減である。

財団の人員体制については前年度と同様に実質18名とし、従事割合に応じて各会計の人件費に計上している。

次に、6ページの「資金調達及び設備投資の見込み」についてであるが、当財団においては資金の借入や設備投資の予定がないので、記載のとおりとしている。

令和2年度収支予算書等に関する説明は以上である。

提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

栗山理事 1点目として、修繕計画一覧の中にふるさと村分の計画がない。敷地の北側に位置する開拓当初の復元住居の茅葺屋根はコケが生え、かなり傷んでいるように見えるが、定期的な点検・メンテナンス等の修繕は必要ないのか。

2点目として、花小金井南口の駅前看板について、現在も修復されていないようである。看板は市の管理下であることは伺っているが、劣化が激しい写真部分だけでも財団で張り替えるなどできないか。

神山事業課長 1点目について、指摘のとおり、開拓当初の復元住居や古民家の旧神山家の茅葺屋根についてもコケが出てきている。茅葺屋根は定期的に茅葺屋根保存協会による燻蒸作業等を実施するなどし、施設の維持に努めている。また、その際、劣化状況の点検を行い、葺き替えの時期・修繕の是非について報告を受けている。それを踏まえ、現状の維持管理を継続すれば、現時点で大きな修繕を必要としないと考えているが、数年の内には葺き替えも必要となるため、葺き替え時期を見据えた修繕計画を立てていく。

近藤事務局長 2点目について、昨年12月に開催された理事会において、花小金井駅南口のルネこだいらの掲示板の修繕の予定について報告したところである。市の担当部門からは、今年度中に修繕がなされる予定であると報告を受けていたが、現在のところ修繕がなされるには至っていない。その理由について問い合わせをしたところ、修繕を依頼しようとし

ていた事業者から、当初見込んでいた見積額よりも実際に必要となる経費が上回ることで新たに判明し、業務を辞退する旨の申し出があったということである。また、今後の実施については再調整としたい旨の回答を得ている。

そこで、当財団としては、修繕時期が未定であること、施設のイメージの面からできるだけ早い時期に修繕するべきであることを踏まえ、市に許可を得た上で、財団職員により3月12日に可能な範囲で応急的な修繕を行った。

剣持理事 文化協会に関して、今年度は50周年という節目の年であり、大きなイベントも検討している。数年前から文化協会の事務局は小平市の教育委員会から財団に移管されているが、財団の事業計画には文化協会に関する事業内容が記載されていない。文化協会の収支予算は財団と切り離して扱うということなのかもしれないが、財団として、文化協会の位置付けをどのように捉えているのか伺いたい。

神山事業課長 文化協会の事業は文化協会が主催する事業であるため、文化協会側で事業計画や予算措置等なされていると捉えている。財団としては、文化協会の事務局機能の一部のみを担っていると捉えている。そのため、財団から文化協会の事業のための大きな予算措置などは行っていない。今後も文化協会の事務局業務を通じて支援していきたい。

他に質疑はなく、教山議長が第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度事業計画について」の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

続いて、教山議長が第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和2年度収支予算について」の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(4) 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和元年度第3回定時評議員会の招集について」

教山議長の求めに応じて、近藤事務局長から次のような説明があった。

本案は、評議員会招集について、定款第17条第1項の規定により、評議員会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集することとなっていることから、その招集の承認決議を得るものである。案件としては、定款第7条第1項において、先ほど審議いただいた議事日程第1及び第2の第1号議案の事業計画及び第2号議案の収支予算については、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならないと規定されていることから、令和2年3月30日(月)午前10時から当館において、第3回定時評議員会を開催し、審議をお願いする予定である。

質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(7) その他

近藤事務局長から、人事異動について次のような説明があった。

先日、小平市の人事異動の内示が行われ、事業課長の神山が当財団の派遣を解かれることになった。また、事業課管理担当係長の杉本が当財団の派遣を解かれることになった。なお、後任の職員については、新年度に入ってから最初の理事会で報告・紹介する。

総務担当係長から、今後の理事会日程について5月に定時理事会を予定している旨の連絡があった。

午前11時00分、教山議長が閉会を宣言し会議は終了した。